

# 毎月勤労統計調査地方調査の説明

## ～調査の目的・調査の対象・調査事項及び用語解説～

### 1 調査の目的

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計であり、広島県における給与、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

### 2 調査の対象

日本標準産業分類に基づく16大産業（鉱業、砕石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃借業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの））に属する常時5人以上の常用労働者を雇用する事業所のうち、厚生労働大臣が指定する事業所（約1,000事業所）

### 3 調査事項及び用語の解説

現金給与総額	きまって支給する給与（定期給与）		特別に支払われた給与（特別給与）
	所定内給与	所定外給与	
賃金、給与、手当、賞与、その他名称のいかんを問わず、労働者に通貨で支払われるもので、所得税、住民税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額（退職金は除く）	労働協約、就業規則等によって、あらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のうち、「所定外給与（超過労働給与）」・「特別給与」以外の給与	所定の労働時間を超える労働や休日・深夜労働に対して支給される給与（超過労働給与）	賞与・期末手当等の一時金、ベースアップ等の差額追給分、3か月を超える期間で算定される手当等

出勤日数
調査期間中に労働者が実際に出勤した日数（1時間でも就業すれば出勤日数に計上）

総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間
	調査期間中に労働者が実際に労働した時間数	労働協約、就業規則等で定められた時間帯の範囲内で、実際に労働した時間（休憩時間は除く）

※本来の職務外として行われる宿日直は、労働時間に含まれない。

常用労働者	一般労働者	パートタイム労働者
	期間を定めず、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者（船員法の船員は除く）	常用労働者のうちパートタイム労働者以外の者

### 4 その他

調査方法、集計方法等の詳細については、厚生労働省ホームページを御覧ください。  
厚生労働省HPアドレス⇒ <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>